

平成 16 年 4 月 23 日

広 報 資 料

建 設 局
〔担当 管理部監理検査課
TEL 222-3548〕

京都市公共事業評価システムの充実について

本市が実施する公共事業^{注1)}のうち、長期間を要している事業については、平成10年度から再評価を実施し、必要に応じて事業の中止等の見直しを行うことにより、事業の効率性及び実施過程の透明性の向上に努めています。

この度、新規に着手する事業についても、その事業採択の妥当性等について評価する「新規採択時評価」を実施するとともに、京都市公共事業再評価委員会の会議を公開することにより公共事業評価システムの充実を図ることとしますのでお知らせします。

1 新規採択時評価の実施（平成16年度から実施）

（評価の概要）

新規に着手する事業についても、その事業採択の妥当性等について評価する「新規採択時評価」を実施する。

- ・ 新たに事業費の予算要求をしようとする総事業費10億円以上の公共事業について実施する。（平成17年度新規事業から対象）
- ・ 主な評価項目は京都市基本計画等の上位計画との位置付や整備効果（妥当性）、事業を巡る社会経済情勢（必要性）、費用対効果分析（効率性）、環境及び景観への配慮等
- ・ 評価の時期は、原則として、予算要求をする前年度末までとする。

（評価主体）

- ・ 対象事業を実施する各局^{注2)}に評価委員会を設置し、新規に着手することの妥当性や必要性等について評価する。

（評価内容の公表）

- ・ 対象事業のうち予算採択されたものについて、その評価結果を公表する。

2 再評価の充実（平成16年度から実施）

- ・ 再評価のより一層の透明性の向上のために、京都市公共事業再評価委員会の会議を公開する。ただし、委員会が非公開審議とすべきと判断した会議は除く。

注1) 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道、環境衛生、その他市民の生活と密接に関連する社会資本整備に関する事業。ただし、維持管理に属する事業及び災害復旧事業を除く。

注2) 環境局、産業観光局、都市計画局、建設局、交通局、上下水道局とする。

京都市公共事業評価システムのフロー図（案）

